

～ 建設課からのお知らせ ～

平成31年4月1日から、防犯灯の新設・取替に必要な申請手続きが変わります。

各町会で管理している防犯灯が壊れた場合、LED防犯灯に取替える時や、新しくLED防犯灯を設ける場合の申請手続きについて、事務の適正化を図るため4月1日から、必要な経費を補助する制度が変わります。具体的には、以下のとおりです。

① 防犯灯の取替工事の場合

従来、取替工事に要する経費のお支払は、工事完成后、工事を行った電気店に全額お支払してきましたが、4月1日からは、申請者（各町会）の補助金交付申請をもって、経費の全額を補助金として町会指定の口座に振込みます。

② LED防犯灯や新たにポール設備を新設する場合

新設工事に要する経費のお支払は、工事を行った電気店に全額をお支払したあと、申請者（各町会）に対し、地元負担金を納付していただいておりますが、4月1日からは、申請者（各町会）の補助金交付申請をもって、経費の2分の1の額を補助金として町会指定の口座に振込みます。（千円未満は切捨て）

③ LED防犯灯等の新設工事に伴う申請書の記載方法について

申請書に添付する位置図を作成するにあたり、申請場所の明示のほか、周囲の屋外照明の位置（既設防犯灯を含む）及び距離を明示してください。また、新たにポール設備を設ける場合も申請場所を明示してください。

お問合せは
建設課 都市整備係
☎ 82-7757まで